

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和7年4月22日（令和7年（行情）諮問第496号）、同月23日（同第497号ないし同第499号）及び同月25日（同第502号）

答申日：令和8年4月24日（令和8年度（行情）答申第69号ないし同第73号）

事件名：特定月分の特定刑事施設の調理用献立表等の開示決定に関する件（文書の特定）

特定月分の特定刑事施設の予定献立表の開示決定に関する件（文書の特定）

特定月分の特定刑事施設の予定献立表の開示決定に関する件（文書の特定）

特定月分の特定刑事施設の予定献立表の開示決定に関する件（文書の特定）

特定月分の特定刑事施設の予定献立表の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる5文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書5」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の2に掲げる5文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書5」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示又は一部開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年6月5日付け東管発第2985号、同月12日付け同第3070号及び同月5日付け同第2976号により東京矯正管区長（以下「処分庁1」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」という。）、同年5月31日付け福管総発第223号により福岡矯正管区長（以下「処分庁2」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分4」という。）並びに同年6月6日付け札管発第746号により札幌矯正管区長（以下「処分庁3」といい、処分庁1及び処分庁2と併せて「処分庁」という。）が行った開示決

定（以下「原処分5」といい、原処分1ないし原処分4と併せて「原処分」という。）について、その取消し等を求める（なお、原処分1ないし原処分5に対する各審査請求を、それぞれ「本件審査請求1」ないし「本件審査請求5」という。）。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである（一部を除き原文ママ）。なお、意見書は、諮問庁に閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

(1) 原処分1（諮問第496号）及び原処分2（諮問第497号）の関係  
本件対象文書1と本件対象文書2の熱量表示を（改ざん）しオカズの献立以外の熱量を増して、開示請求者に請求以外の公文書を届け損害を与えた。

献立と言うのは料理の種類や品目表のことであり主菜や副菜の熱量を表示する所であるし、イタズラ、嫌がらせをする為の開示妨害を（共犯者らと）組み、全国的に私の個人情報を漏らした上で事実と違う公文書を送付して来たしカロリーも、すべて2000Kcalを献立表で超えており悪質であり、また本件対象文書2の予定献立など、もはやバカなヤカラとしか言えず、本来は横に作成した文書をヨコでコピーしていたのにA4タテに横の画を小さくしてコピーした物を届けていて、毎年開示請求をしている為、この様なイタズラ不作為に対してはすぐに気付く。

この件での共犯者（札管、東管、福管）等を、この証拠をもって民事提起もさせて頂く。

この処分の取り消しと正しい文書の交付を30日以内にすることを求める。

(2) 原処分2（諮問第497号）の関係

下記（3）及び（5）と同じ内容にプラス、印刷のイタズラをして来て用紙をヨコにしてヨコ画をコピーする所、イタズラをしてヨコにタテの画を印刷して送り付けて来た。

本件、下記（3）及び（5）もこれから特定地裁に対して国賠手続きを取るが、もはやイタズラと言うより、ここまでくれば犯罪で認定できるであろう。

カロリー表示の虚偽や印刷のイタズラをして、小さく見ずらくしてはならない不作為でもある。

(3) 原処分3（諮問第498号）の関係

下記（5）と全く同じ内容であり、明らかに誰かの指示で、わざとこのようにして送付して来た物である。

特定地裁の特定刑事施設Fの食事の不正を訴えた為、わかりやすくす

る為の妨害行為である。

(4) 原処分4（諮問第499号）の関係

特定刑事施設D（調理用献立表）と（予定献立表）特定年月分だけ一ヶ月分を請求し手元に届いた。

しかし予定献立表のオカズの熱量表示を改ざんし、一日2600Kcalから3400Kcalとイタズラをした偽物の献立表を送付して来た。

献立の熱量はオカズの品目品種に対してカロリーを計算し記載をする所、昨年までとは全く違う物を送付し、私の開示の妨害と損害を与えた。

もってこの決定を取り消し、受刑者に配っている本物を私に届けなければならない。

(5) 原処分5（諮問第502号）の関係

毎年同じ物を開示して取り寄せているが、この度の調理用献立表と予定献立表は（特定年月分）は献立以外の物をプラスしたカロリー表示になっており、一人2000Kcal以上のイタズラをして送り付けて来た物で虚偽公文書作成・同行使であり、偽物を送り付けるのは詐欺である。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1（諮問第496号）の関係

- (1) 本件審査請求1は、審査請求人が処分庁1に対し、令和6年5月16日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書1」という。）により、本件請求文書1に合致する行政文書を含む複数の行政文書に係る開示請求（以下「本件開示請求1」という。）を行い、これを受けた処分庁1が、本件請求文書1に合致する行政文書として、本件対象文書1を特定し、その全部を開示する決定（原処分1）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁1において、本件請求文書1に合致する行政文書として本件対象文書1を特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原処分1の妥当性について検討する。

(2) 原処分1に至る経緯等について

ア 審査請求人は、本件開示請求1を行った。

イ 処分庁1は、令和6年5月28日付け意思確認書（以下「意思確認書1」という。）により、本件請求文書1に合致する行政文書として、本件対象文書1を保有している旨情報提供するとともに、同年6月4日を回答期限として、当該行政文書の開示を請求するか否かについて意思確認を求め、当該期限までに回答がない場合は請求を維持したものとみなし手続を進める旨通知した。

ウ 処分庁1は、上記イに係る意思確認について、審査請求人から期限までに回答がなされなかったことを踏まえ、令和6年6月5日、本件請求文書1に合致する行政文書として本件対象文書1を特定した上で、

原処分1を行った。

(3) 原処分1の妥当性について

ア 本件対象文書1は、特定刑事施設Aにおいて保有されている、特定年月に被収容者に給与を予定する食事に係るメニュー表である。

イ 処分庁1は、本件開示請求1を受け、特定刑事施設A担当者をして探索を行った結果、本件請求文書1に合致すると思われる行政文書として、本件対象文書1が確認されたことから、意思確認書1により、審査請求人にその旨情報提供し、請求を維持するか否かについて、期限を定めて回答を求めるとともに、当該期限までに回答がない場合は請求を維持したものとみなし手続を進める旨通知したものの、審査請求人から期限までに何らの回答を得られなかったことを踏まえ、本件請求文書1に合致する行政文書として本件対象文書1を特定し、原処分1によりこれを開示したものであり、その手続に違法又は不当な点はない。

ウ また、本件審査請求1を受け、諮問庁において、再度、処分庁1担当者をして、特定刑事施設A担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件対象文書1以外に本件請求文書1に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

エ なお、審査請求人は、本件審査請求1に係る審査請求書において、要するに、メニュー表には料理の種類や品目、主食と副食の熱量が表示されているべきであるところ、本件対象文書1にはこれらの記載が認められず、また、記載された熱量がすべて2,000キロカロリーを超えていることは不自然である旨を主張しているものと解されるところ、本件対象文書1には、特定刑事施設Aにおいて、特定年月の各日、朝・昼・夕の各食として、被収容者に給与を予定する食事の具体的な品名が記載されていることが認められる。

ところで、被収容者に給与する食料については、平成7年3月17日付け法務省矯医訓第659号大臣訓令「矯正施設被収容者食料給与規程」(以下「訓令」という。)3条において、被収容者に給与する主食の区分及び一人一日当たりの給与熱量が、同訓令4条において、被収容者に給与する主食及び副食の一人一日当たりの標準栄養量がそれぞれ定められている(刑事施設の被収容者に係る当該栄養量については、年齢、性別及び主食区分(以下「主食区分等」という。)に応じて、2,000キロカロリーないし2,830キロカロリーの中で10分類に区分して定められている。)ものの、被収容者に給与する副食の一人一日当たりの標準栄養量は定められていない。

本件対象文書1には、審査請求人の主張するように、各食の主食と副食それぞれの熱量は記載されていないものの、これは、同訓令の

規定に基づき、各日に給与を予定する主食及び副食の給与熱量を記載しているものであり、また、主食及び副食の一人一日当たりの給与熱量が2,000キロカロリーを超えていることにも不自然な点はない。

そもそも、審査請求人は、本件開示請求書1において、各食の主食と副食それぞれの熱量が記載されたメニュー表の開示を求める旨の意思表示を行っていない。

- (4) 以上のとおり、処分庁1において特定刑事施設A担当者をして必要な探索を尽くした上で、本件請求文書1に合致する行政文書として本件対象文書1を特定したことに違法又は不当な点はなく、本件対象文書1の記載に不自然な点も認められないことから、原処分1は妥当である。

## 2 原処分2（諮問第497号）の関係

- (1) 本件審査請求2は、審査請求人が処分庁1に対し、令和6年5月16日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書2」という。）により、本件請求文書2に合致する行政文書を含む複数の行政文書に係る開示請求（以下「本件開示請求2」という。）を行い、これを受けた処分庁1が、本件請求文書2に合致する行政文書として、本件対象文書2を特定し、その全部を開示する決定（原処分2）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁1において、本件請求文書2に合致する行政文書として本件対象文書2を特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原処分2の妥当性について検討する。

### (2) 原処分2に至る経緯等について

ア 審査請求人は、本件開示請求2を行った。

イ 処分庁1は、令和6年5月28日付け求補正書（以下「求補正書1」という。）により、本件請求文書2に合致する行政文書として、本件対象文書2を保有している旨情報提供した上で、当該行政文書の開示を請求するか否かについて意思確認を求めるとともに、審査請求人の全ての請求を維持する場合、審査請求人から納付されている開示請求手数料では不足するため、請求件数に応じて不足する開示請求手数料を納付するよう補正を求めた。

ウ 審査請求人は、上記イに係る求補正について、令和6年6月10日受付回答書（以下「回答書」という。）をもって、既に審査請求人が納付している開示請求手数料の範囲で開示請求を受けられるよう、請求対象とする文書を限定するとともに、本件対象文書2の請求を維持する旨意思表示した。

エ 処分庁1は、審査請求人からの回答を踏まえ、令和6年6月12日、本件請求文書2に合致する行政文書として本件対象文書2を特定した上で、原処分2を行った。

(3) 原処分2の妥当性について

- ア 本件対象文書2は、特定刑事施設Bにおいて保有されている、特定年月に被収容者に給与を予定する食事に係る献立表である。
- イ 処分庁1は、本件開示請求2を受け、特定刑事施設B担当者をして探索を行わせた結果、本件請求文書2に合致すると思われる行政文書として、本件対象文書2が確認されたことから、求補正書1により、審査請求人にその旨情報提供し、請求を維持するか否かについて、回答を求めたところ、審査請求人から本件対象文書2の請求を維持する旨の回答があったことを踏まえ、本件請求文書2に合致する行政文書として本件対象文書2を特定し、原処分2によりこれを開示したものであり、その手続に違法又は不当な点はない。
- ウ また、本件審査請求2を受け、諮問庁において、再度、処分庁1担当者をして、特定刑事施設B担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件対象文書2以外に本件請求文書2に合致する行政文書の保有は確認できなかった。
- エ 上記1(3)エとおおむね同旨(ただし、「メニュー表」を「献立表」に、「本件対象文書1」を「本件対象文書2」に、「特定刑事施設A」を「特定刑事施設B」に、「本件開示請求書1」を「本件開示請求書2及び回答書」にそれぞれ改める。)
- オ さらに、審査請求人は、本件審査請求2に係る審査請求書において、審査請求人に交付された本件対象文書2の写しについて、本来はA4用紙を横向きにした紙に印刷すべきところ、A4用紙を縦向きにした紙に縮小印刷するという嫌がらせを受けた旨主張しており、本件対象文書2の開示の実施方法についても不服を述べているものと解されるが、審査請求人が主張するような事実は認められず、そもそも、開示の実施方法については、行政不服審査法2条の規定により審査請求をすることができる行政庁の処分には該当しないため、当該不服に係る部分は不適法である。

(4) 以上のとおり、処分庁1において特定刑事施設B担当者をして必要な探索を尽くさせた上で、本件請求文書2に合致する行政文書として本件対象文書2を特定したことに違法又は不当な点はなく、本件対象文書2の記載に不自然な点も認められないことから、原処分2は妥当である。

3 原処分3(諮問第498号)の関係

- (1) 本件審査請求3は、審査請求人が処分庁1に対し、令和6年5月16日受付行政文書開示請求書(以下「本件開示請求書3」という。)により、本件請求文書3を含む複数の文書に合致する行政文書に係る開示請求(以下「本件開示請求3」という。)を行い、これを受けた処分庁1が、本件請求文書3を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件

対象文書3及び別紙の3に掲げる文書（以下、併せて「本件開示文書1」という。）を特定し、その全部を開示する決定（原処分3）を行ったことについて、原処分3を取り消すよう求めているものである。

審査請求人は、本件審査請求3に係る審査請求書において、「調理用献立表（別紙の3に掲げる文書）と予定献立表（本件対象文書3）は（特定年月分）は献立以外の物をプラスしたカロリー表示になっており、一人2000Kcal以上のイタズラをして送りつけて来た物」と記載しているところ、別紙の3に掲げる文書にはカロリーが記載されておらず、本件対象文書3のみカロリーが記載されていることからすれば、要するに、審査請求人は、処分庁1が、本件請求文書3に合致する行政文書として、本件開示文書1のうち、本件対象文書3を特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原処分3の妥当性について検討する。

(2) 原処分3に至る経緯等について

ア 審査請求人は、本件開示請求3を行った。

イ 処分庁1は、令和6年5月28日付け意思確認書（以下「意思確認書2」という。）により、本件請求文書3を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件開示文書1を保有している旨情報提供した上で、回答期限を同年6月4日として、当該行政文書の開示を請求するか否かについて意思確認を求めるとともに、期限までに回答がない場合には、請求を維持するものとして取り扱う旨通知した。

ウ 処分庁1は、上記イに係る回答期限までに審査請求人から何らの意思表示がなされなかったことを踏まえ、令和6年6月5日、本件請求文書3を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件開示文書1を特定した上で、原処分3を行った。

(3) 原処分3の妥当性について

ア 本件対象文書3は、特定刑事施設Cにおいて保有されている、特定年月に被収容者に給与を予定する食事に係る献立表である。

イ 処分庁1は、本件開示請求3を受け、特定刑事施設C担当者をして探索を行わせた結果、本件請求文書3を含む複数の文書に合致すると思われる行政文書として、本件開示文書1が確認されたことから、意思確認書2により、審査請求人にその旨情報提供し、請求を維持するか否かについて意思確認を求めたところ、審査請求人から回答期限までに何らの意思表示がなされなかったことを踏まえ、本件請求文書3を含む複数の文書に合致する行政文書として本件開示文書1を特定し、原処分3によりこれを開示したものであり、その手続に違法又は不当な点はない。

ウ また、本件審査請求3を受け、諮問庁において、再度、処分庁1担

当者をして、特定刑事施設C担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件開示文書1以外に本件請求の趣旨（本件請求文書3を含む複数の文書）に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

エ なお、審査請求人は、本件審査請求3に係る審査請求書において、要するに、献立表には副食の熱量が記載されているべきであるところ、本件対象文書3においては副食以外の熱量を含めた記載となっており、また、記載された一人当たり熱量が2,000キロカロリーを超えていることは不自然である旨を主張しているものと解される。

上記1（3）エ2段落と同旨。

本件対象文書3には、審査請求人の主張するように、各食の副食に限った熱量は記載されていないものの、これは、訓令の規定に基づき、各日に給与を予定する主食及び副食の給与熱量を記載しているものであり、また、主食及び副食の一人一日当たりの給与熱量が2,000キロカロリーを超えていることにも不自然な点はない。

そもそも、審査請求人は、本件開示請求書3において、各食の副食に限った熱量が記載された献立表の開示を求める旨の意思表示を行っていない。

(4) 以上のとおり、処分庁1において特定刑事施設C担当者をして必要な探索を尽くさせた上で、本件請求文書3に合致する行政文書として本件開示文書1を特定したことに違法又は不当な点はなく、本件対象文書3の記載に不自然な点も認められないことから、原処分3は妥当である。

#### 4 原処分4（諮問第499号）の関係

(1) 本件審査請求4は、審査請求人が処分庁2に対し、令和6年5月17日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書4」という。）により、本件請求文書4に合致する行政文書を含む複数の行政文書に係る開示請求（以下「本件開示請求4」という。）を行い、これを受けた処分庁2が、本件請求文書4に合致する行政文書として本件対象文書4を特定した上で、その一部を開示する決定（原処分4）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、要するに、処分庁2において、本件請求文書4に合致する行政文書として本件対象文書4を特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原処分4の妥当性について検討する。

(2) 原処分4の妥当性について

ア 本件対象文書4は、特定刑事施設Dにおいて保有されている、特定年月に被収容者に給与を予定する食事に係る献立表である。

イ 処分庁2は、本件開示請求4を受け、特定刑事施設D担当者をして

探索を行わせた結果、本件請求文書4に合致すると思われる行政文書として、本件対象文書4が確認されたところ、本件対象文書4の名称が本件開示請求書4に記載された文書の名称と同一であること、本件開示請求書4には、「意思確認は必要ナシ」と記載されていたこと、過去に、審査請求人に対し過年度の予定献立表を開示した経緯があること等を踏まえ、本件請求文書4に合致する行政文書として本件対象文書4を特定し、原処分4によりこれを開示したものであり、その手続に違法又は不当な点はない。

ウ また、本件審査請求4を受け、諮問庁において、再度、処分庁2担当者をして、特定刑事施設D担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件対象文書4以外に本件請求文書4に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

エ なお、審査請求人は、本件審査請求4に係る審査請求書において、要するに、予定献立表には副食の熱量が記載されているべきであるが、本件対象文書4に記載された熱量は、過去に審査請求人が行った開示請求において、審査請求人が交付を受けた予定献立表に記載された熱量と大きく異なることから不自然である旨を主張しているものと解されるところ、本件対象文書4には、特定刑事施設Dにおいて、特定年月の各日、被収容者に給与を予定する食事の熱量（主食及び副食の一人一日当たりの給与熱量）が記載されていることが認められる。

上記1（3）エ2段落と同旨。

本件対象文書4においては、訓令の規定に基づき、各日に給与を予定する主食及び副食の給与熱量が記載されているものであり、当該記載に不自然な点はない。

おって、本件審査請求4を受け、諮問庁において、処分庁2担当者をして、特定刑事施設D担当者に確認したところ、予定献立表については、全国の複数の矯正施設において、同一のシステム（以下「給食管理システム」という。）を用いて作成されているところ、かつては、予定献立表に主食を含めない（つまり、副食の）給与熱量が記載される仕様となっていたが、特定時期に給食管理システムのバージョンアップを行った際、訓令の規定に基づき、主食及び副食の給与熱量を記載する仕様に変更になったため、特定時期以降に作成された予定献立表には、各日に給与を予定する主食及び副食の給与熱量が記載されることとなったとのことであり、当該説明にも不自然な点はない。

そもそも、審査請求人は、本件開示請求書4において、各食の副食に限った熱量が記載された献立表の開示を求める旨の意思表示を行っていない。

(3) 以上のとおり、処分庁2において特定刑事施設D担当者をして必要な

探索を尽くさせた上で、本件請求文書4に合致する行政文書として本件対象文書4を特定したことに違法又は不当な点はなく、本件対象文書4の記載に不自然な点も認められないことから、原処分4は妥当である。

#### 5 原処分5（諮問第502号）の関係について

- (1) 本件審査請求5は、審査請求人が処分庁3に対し、令和6年5月17日受付行政文書開示請求書（以下「本件開示請求書5」という。）により、本件請求文書5を含む複数の文書に合致する行政文書に係る開示請求（以下「本件開示請求5」という。）を行い、これを受けた処分庁3が、本件請求文書5を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件対象文書5及び別紙の4に掲げる文書（以下、併せて「本件開示文書2」という。）を特定し、その全部を開示する決定（原処分5）を行ったことについて、原処分5を取り消すよう求めているものと解される。

審査請求人は、本件審査請求5に係る審査請求書において、「調理用献立表（別紙の4に掲げる文書）と予定献立表（本件対象文書5）は（特定年月分）は献立以外の物をプラスしたカロリー表示になっており、一人2000Kcal以上のイタズラをして送りつけて来た物」と記載しているところ、別紙の4に掲げる文書にはカロリーが記載されておらず、本件対象文書5にのみカロリーが記載されていることからすれば、要するに、審査請求人は、処分庁3が、本件請求文書5に合致する行政文書として、本件開示文書2のうち、本件対象文書5を特定したことに不服があるものと解されることから、以下、原処分5の妥当性について検討する。

#### (2) 原処分5の妥当性について

ア 本件対象文書5は、特定刑事施設Eにおいて保有されている、特定年月に被収容者に給与を予定する食事に係る献立表である。

イ 処分庁3は、本件開示請求5を受け、特定刑事施設E担当者をして探索を行わせた結果、本件請求文書5を含む複数の文書に合致すると思われる行政文書として、本件開示文書2が確認されたところ、当該文書は本件開示請求書5に記載された文書の名称と同一であること、本件開示請求書5には、「意思確認必要ナシ」と記載されていたこと等から、本件請求文書5を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件開示文書2を特定し、原処分5によりこれを開示したものであり、その手続に違法又は不当な点はない。

ウ また、本件審査請求5を受け、諮問庁において、再度、処分庁3担当者をして、特定刑事施設E担当者に文書庫、事務室及びパソコンの共有フォルダ等について探索させたが、本件開示文書2以外に本件請求文書5を含む複数の文書に合致する行政文書の保有は確認できなかった。

エ なお、審査請求人は、本件審査請求5に係る審査請求書において、要するに、献立表には副食の熱量が記載されているべきであるところ、本件対象文書5においては副食以外の熱量を含めた記載となっており、また、記載された一人当たり熱量が2,000キロカロリーを超えていることは不自然である旨を主張しているものと解される。

上記1(3)エ2段落と同旨。

本件対象文書5には、審査請求人の主張するように、各食の副食に限った熱量は記載されていないものの、これは、訓令の規定に基づき、各日に給与を予定する主食及び副食の給与熱量を記載しているものであり、また、主食及び副食の一人一日当たりの給与熱量が2,000キロカロリーを超えていることにも不自然な点はない。

そもそも、審査請求人は、本件開示請求書5において、各食の副食に限った熱量が記載された献立表の開示を求める旨の意思表示を行っていない。

(3) 以上のとおり、処分庁3において、特定刑事施設E担当者をして必要な探索を尽くさせた上で、本件請求文書5を含む複数の文書に合致する行政文書として、本件開示文書2を特定したことに違法又は不当な点はなく、本件対象文書5の記載に不自然な点も認められないことから、原処分5は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- |   |           |                                                     |
|---|-----------|-----------------------------------------------------|
| ① | 令和7年4月22日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第496号）                              |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）                                   |
| ③ | 同月23日     | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第497号ないし同第499号）                     |
| ④ | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）                                   |
| ⑤ | 同月25日     | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第502号）                              |
| ⑥ | 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受（同上）                                   |
| ⑦ | 同年6月23日   | 審査請求人から意見書及び資料を収受（令和7年（行情）諮問第496号ないし同第499号及び同第502号） |
| ⑧ | 令和8年4月17日 | 令和7年（行情）諮問第496号ないし同第499号及び同第502号の併合並びに審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして、本件対象文書を特定し、その全部又は一部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の特定の妥当性を争っているものと解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしているので、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

#### (1) 諮問庁の補足説明とその検討

ア 本件対象文書の特定の妥当性について、諮問庁は、上記第3の1(3)、同2(3)、同3(3)、同4(2)及び同5(2)のとおり説明するので、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

(ア) 本件対象文書を保有する矯正施設（以下「特定刑事施設AないしE」という。）におけるメニュー表又は予定献立表（以下「予定献立表等」という。）では、各日の副食の熱量に、主食区分等に応じて決まっている主食の熱量を足し合わせて、一日トータルの熱量を記載している。

(イ) したがって、本件対象文書に記載されているメニューは、副食のみであるが、本件対象文書に記載されている熱量は、副食の熱量のみならず、主食の熱量も含まれているものであるから、本件対象文書の記載内容に不自然な点はない。

イ 当審査会において、諮問庁から提示を受けた訓令の写しを確認したところ、主食の給与熱量並びに主食及び副食の標準栄養量が主食区分等ごとに定められていることが認められる。

また、当審査会において、各諮問書に添付された本件対象文書の写しを確認したところ、本件対象文書に記載された熱量は、訓令4条に定められている一日一人当たりの標準栄養量の子食区分等に応じた熱量の数値とおおむね近い数値になっていることが認められる。

そうすると、既定値である主食の熱量と給与される副食の熱量を合計して、一日分の食事の熱量を予定献立表等に記載しているという上記アの諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

#### (2) 審査請求人の主な主張について

ア 審査請求人は、本件審査請求1ないし本件審査請求3及び本件審査請求5に係る各審査請求書（上記第2の2(1)ないし(3)及び(5)）において、記載されている熱量が2,000Kcalを超え

ていること及び献立以外の物をプラスした熱量表示になっていることを理由に、文書の特定の不服を主張しているが、上記（１）のとおり、本件対象文書の熱量表示には、主食と副食を合わせた一日分の熱量が記載されていると認められることに鑑みると、審査請求人の上記主張は採用できない。

イ 審査請求人は、本件審査請求１及び本件審査請求２に係る各審査請求書（第２の２（１））において、主食及び副食それぞれの熱量が記載されていない旨主張するが、訓令の内容等を踏まえると、予定献立表等に、必ずしも主食及び副食それぞれの熱量を記載する必要があるとまではいえず、加えて、原処分１及び原処分２に至るまでの経緯の中で、審査請求人において、主食及び副食それぞれの熱量が記載されている献立表を求める旨の意思表示は行っていないことから、審査請求人の上記主張は採用できない。

ウ 審査請求人は、本件審査請求４に係る審査請求書（第２の２（４））において、「昨年までとは全く違う物を送付し」として、本件対象文書４（特定刑事施設D保有）に、昨年までの同趣旨の開示請求において開示された文書に記載された熱量と大きく異なる熱量が記載されていることを理由に、文書の特定の不服を主張しているものと解される。

これに対し、諮問庁は、上記第３の４（２）エにおいて、特定刑事施設Dが使用している給食管理システムの仕様が、副食の熱量を記載する仕様から、主食及び副食の熱量を記載する仕様に変更になった旨説明するところ、当該説明は、上記（１）アの説明と符合する内容であり、特段不自然、不合理な点は認められず、審査請求人の上記主張は採用できない。

### （３）探索の範囲等について

上記第３の１（３）ウ、同２（３）ウ、同３（３）ウ、同４（２）ウ及び同５（２）ウの探索の範囲等について特段の問題があるとは認められない。

（４）以上によれば、特定刑事施設AないしEにおいて、本件対象文書の外に本件請求文書の各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張について

（１）審査請求人は、原処分において開示決定した行政文書の開示の実施方法等について不服を述べているが、開示の実施の方法に係る主張であるので、当審査会の判断対象にはならない。

（２）審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 4 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示又は一部開示した各決定については、特定刑事施設AないしEにおいて、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 本件請求文書 1 特定刑事施設 A (特定年月分) メニュー表、熱量カロリーが出た物を求む。「意思カクニンは必要ナシ」
- (2) 本件請求文書 2 特定刑事施設 B (特定年月) 予定献立表 熱量カロリーが出た物を求む。「意思カクニンは必要ナシ。」
- (3) 本件請求文書 3 特定刑事施設 C (特定年月) 献立表・熱量カロリーが出た物を求む。(一般女子だけで良い) ベジタリアン食・宗教食の他の物は一切必要ナシ。
- (4) 本件請求文書 4 予定献立表 (特定刑事施設 D 特定年月分) を求む (熱量表示 カロリー) が記載された物を、お願いします。(意思確認は必要ナシ)
- (5) 本件請求文書 5 特定刑事施設 E 保有 予定献立表 (特定年月分)

### 2 本件対象文書

- (1) 本件対象文書 1 メニュー表 (特定年月分) (特定刑事施設 A 保有)
- (2) 本件対象文書 2 予定献立表 (特定年月分) (特定刑事施設 B 保有)
- (3) 本件対象文書 3 予定献立表 (特定年月分) (特定刑事施設 C 保有)
- (4) 本件対象文書 4 予定献立表 (ただし、特定年月分に限る。) (特定刑事施設 D 保有)
- (5) 本件対象文書 5 特定刑事施設 E 保有 予定献立表 (特定年月分)

### 3 本件開示請求 3 を受けて処分庁 1 が特定した文書 (本件対象文書 3 を除く。)

調理用献立表 (特定年月分) (特定刑事施設 C 保有)

### 4 本件開示請求 5 を受けて処分庁 3 が特定した文書 (本件対象文書 5 を除く。)

特定刑事施設 E 保有 調理用献立表 (特定年月分)